

新	旧	備考
<p>受託者 分任契約担当役国立大学法人群馬大学</p> <p>第3条 乙は、前条に定める研究費を以下のとおり、<u>分任出納命令役国立大学法人群馬大学昭和地区事務部長</u>の発行する請求書により、請求書に指定する期限（以下「履行期限」という。）までに納付するものとする。</p> <p>第9条 その他、この研究に必要な事項は群馬大学医学部附属病院医薬品<u>製造販売後調査取扱要領</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>甲（住 所）前橋市昭和町三丁目39番15号 （名 称）<u>分任契約担当役国立大学法人群馬大学</u> （代表者）昭和地区事務部長</p>	<p>受託者 国立大学法人群馬大学<u>分任契約担当役</u></p> <p>第3条 乙は、前条に定める研究費を以下のとおり、国立大学法人群馬大学<u>分任出納命令役昭和地区事務部長</u>の発行する請求書により、請求書に指定する期限（以下「履行期限」という。）までに納付するものとする。</p> <p>第9条 その他、この研究に必要な事項は群馬大学医学部附属病院医薬品<u>市販後調査取扱要領</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>甲（住 所）前橋市昭和町三丁目39番15号 （名 称）国立大学法人群馬大学<u>分任契約担当役</u> （代表者）昭和地区事務部長</p>	